

宮城県地域公共交通活性化協議会地域部会設置要領

（設置）

第1条 地域路線バス等生活路線の確保を図るため、宮城県地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和5年4月1日施行、以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、宮城県地域公共交通活性化協議会地域部会（以下「部会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 部会は、次の事項について、協議を行なう。

- (1) 具体的な地域路線バス等の休廃止等に伴う対応に関すること。
- (2) その他地域路線バス等を中心とする生活交通の確保のため、必要と認められる事項に関すること。

（構成）

第3条 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 部会に、座長及び副座長を置く。
- 3 座長は、宮城県企画部地域交通政策課長を、副座長は国土交通省東北運輸局宮城運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。
- 4 座長は、部会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 部会の会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 部会の会議は、第2条第1号に規定する事項について協議を行う場合にあっては、該当する路線に密接な関係を有すると座長が認める構成員のみで、開催することができる。

（事務局）

第5条 部会の庶務は、宮城県企画部地域交通政策課において処理する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営については、要綱の規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年6月7日から施行する。
- 2 宮城県地域路線バス等対策連絡協議会仙南地域部会設置要領（平成13年7月30日施行）、宮城県地域路線バス等対策連絡協議会仙台地域部会設置要領（平成13年7月30日施行）、宮城県地域路線バス等対策連絡協議会大崎地域部会設置要領（平成13年7月30日施行）、宮城県地域路線バス等対策連絡協議会栗原地域部会設置要領（平成13年7月30日施行）、宮城県地域路線バス等対策連絡協議会登米地域部会設置要領（平成13年7月30日施行）、宮城県地域路線バス等対策連絡協議会石巻地域部会設置要領（平成13年7月30日施行）及び宮城県地域路線バス等対策連絡協議会気仙沼・本吉地域部会設置要領（平成13年7月30日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

- ・宮城県企画部地域交通政策課長
- ・国土交通省東北運輸局宮城運輸支局首席運輸企画専門官
- ・宮城県地域公共交通活性化協議会設置要綱の別表第 2 に掲げる地域区分毎の構成市町村の長が指名する者
- ・関係バス事業者